

第 3 9 回議会運営委員会記録

平成 3 1 年 4 月 1 9 日

【開催日】 平成31年4月19日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後2時45分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	笹木 慶之
委員	奥 良 秀	委員	河崎 平 男
委員	河野 朋 子	委員	高松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松 夫
----	------	-----	--------

【事務局出席者】

事務局長	沼口 宏	議会事務局次長	石田 隆
主査兼庶務調査係長	島津 克 則	議事係長	中村 潤之介
議事係書記	原田 尚 枝		

【付議事項】

- 1 申し合わせ事項1の改正について
- 2 市議会モニターからの意見について
- 3 その他

午後1時 開会

大井淳一朗委員長 皆さんこんにちは、お疲れ様です。ただいまより第39回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付記事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしくお願ひします。それでは、まず付議事項1点目、申し合わせ事項1の改正についてです。

中村議会事務局議事係長 それでは付議事項の一つ目、申し合わせ事項1の改正について説明します。間もなく5月1日に新しい元号になることから、

申し合わせ事項の改正を案で提示しております。内容は書いてあるとおりでアンダーラインのところになります。現在が平成という現在の元号が入っておりますので、以後何かしら元号の改正があったときに対応できるように、「平成」という部分を「元号」という表記に書き換えて、新たな元号が発生したときにその変更がスムーズに入るように改正を提示するものです。

大井淳一郎委員長 今、出されております申し合わせ事項1の改正についてですが、皆さんから確認したいこととかありますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、事務局にお伺いしますが、これによって、今後、令和という新しい元号になるわけですが、例えば5月議会とか6月議会、どのような扱いになるのでしょうか。

中村議会事務局議事係長 各市へアンケートを以前お取りしたんですが、本市においては、現在、申し合わせでこうなっておりますので、この5月臨時会に関しては、「令和元年第2回（5月）山陽小野田市議会臨時会」、6月の定例会は「令和元年第2回（6月）山陽小野田市議会定例会」ということになります。

大井淳一郎委員長 皆さん、そのようになるということでもよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、ではこのように改正いたします。続きまして、市議会モニターからの意見です。資料1を御覧ください。昨年2月13日付け分までのモニターから意見が出されております。広聴特別委員会から議会運営のほうで審議されたいということで回ってきた件がありますので、これについて議会の考えと対応について皆様と協議したいと思います。まず最初、モニターとしての意見ということで皆さん事前にお目を通されているかと思っておりますので、全てはお読みしませんが、このような、例えば一般質問とか委員会審査において説明を求める立場ではなく、お伺いをさせて頂く立場なのではないかというそもそも論みたいな。ありがとうございますという発言が多々見受けられますというこ

とですが、これについて皆さん何かコメントすべきこととかあれば。もしなければ、このような御意見があったので、貴重な意見として承りますということでよろしいですか。実際にこういうような指摘があったということで、このことは議員全員に配布し周知しますので、このように、気を付けられたいというか。確かに、質問力研修のところで、そもそもお礼は必要ですかという当時の講師の方から指摘はあったところではあります。ただ、これ、難しいですね。つい出ることもありますし、例えば自分の答弁が通った場合に言ってしまうこともありますから。こういう指摘があるということを入念に入れて、言う言わないはどうなるか分かりませんが、これに対してコメントというか御意見として拝聴、お伺いさせていただきますということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにさせていただきます。それでは続きまして、12月17日付けの一般会計、これは議運ということなんですが、私は総務委員じゃないのでちょっと何とも言えないところもあるんですが、違和感を覚えますということで。ただ、後日、正式な委員会の場でこのような形があったということは、説明はあったのはあったんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）何もないわけではないってことですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）私も総務委員じゃないんで何とも言えないんですが、これも御指摘ということでよろしいですか。このような御意見ということで。違和感を覚えますというこの方の感想ですので、こういった御指摘があったということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのような回答、貴重な御意見としてお伺いさせていただきますということで。では、次に行きます。議会の在り方についてということです。これもよろしいですか。特に私たちのほうで、例えば衆議院と同じようにしたらどうかということなんですが。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これも貴重な御意見としてお伺いさせていただきます、とします。次は、1月23日です。これは1番から3番まで、意見とは書いていますが、どちらかという質問みたいな形になっておりますが、どうでしょう。一応、意見1、2、3、4とあるから見てみましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）意見の1です。公の場において議論されるべきであるとなってお

りますが、これは議論が十分であったかどうかというのはそれぞれ御指摘があるかもしれませんが、一応、議運では話をしています、公の場で。それが不十分という意味でしょう。あと、議長一任は問題ではないかということもありますが。そもそもこういう質問に全て答えなけきゃいけないのかと、ちょっと僕も思うんですけど。御意見としては分かるんですが。また、特に皆さんのほうで協議すべきというのがなければ、意見1については、同じようにしてよろしいですか、御意見としてお伺いしますということで。（「はい」と呼ぶ者あり）モニターとしての意見2です。これは、後ほど受付簿の話をしようと思います。これはこれでおっしゃる一つの意見でしょうから、これも一つの参考意見として、また議論していけばいいと思います。それではモニターとしての意見の3です。要は、私たちが決定した以前の、この平成30年5月25日付けの、これも同じように対応してほしいということですが、ちなみに陳情があれから二つ出て、一つが国旗掲揚に関する要望書、もう一つは市場の実態解明うんぬんの陳情が出ておりますが、これについて対応されたと思うんですが、それについて報告願えますでしょうか。対応はまだしていないのかな。文書を渡したりしたのかなと思って。回答状況について。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 産業建設に出ている要望も、要望の提出者には回答を出しました。国旗のほうも提出しています。

大井淳一郎委員長 両方返しているんだけど、この方はその前にもう一個あったらというのですが。その前というのは、この前にお呼びしてというやつです。

中村議会事務局議事係長 この議運が1月22日だったと思うんですが、このときの議運において皆さんで多分認識されたのは、この運用については現時点で出されている陳情からということで、（発言する者あり）はい。というふうに、たしか皆さんで認識というか決定されたんではなかったかと思いますので。それに対する意見ですので、そのときの決定を覆し

て全部返すというふうにするのか、それともそれはあくまで決定なのでそれ以後とにするのかが問題なのかなと思います。

大井淳一郎委員長 この1月22日の議会運営委員会のときに、今後、このような対応をすべきだということで、じゃあ皆さんこれからの、今二つ、当時は一つだったかもしれませんが、今出ているものから対応しますということで決定いたしました。それ以前も対応すべきではないかという意見なんです、その前回の決定を覆すのか、それとももう決定したんだからこれで行くということなんです。皆さん、どうされますか。特に決定を覆そうという御意見がなければ、決定どおりにしたいと思います、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように対応したいと思います。モニターとしての意見4です。検討してまいりますと答えたのはうそだったのでしょうか。するかしないか速やかに議論し、なんです。公務における子育て支援策です。議論する必要があるのかということを含めて考えていきたいと思っておりますということで、検討するかしないかぐらい速やかに議論し結論付けるべきだということですが。ちょっと言い方が悪かったんでしょうけれど、このような意見があるんですが。私の、あのときの意図は、熊本の、このたびも再選されたようなんですが、子供を議場に連れていくということの是非についてだけを議論するのはいかなものかと。だからそれではなくて、もうちょっと、例えば会議規則で休暇のところに出産しか書いていないのを、例えばこれは子育てではないですけど介護とか、子育ての産直後とか、つまり子育て世代のなり手を増やすために会則とか規則とかを整備するといった議論をしていきたいという意味で言ったんですが。これは、まだ今日はそのことについてはしませんが。ということありますので、またこのことについては、公務における子育て支援策というよりかはなり手を、今は無投票とか結構ありますけれども、そういったなり手不足をどのように議会が解消していくのかというもっと大きなテーマに沿って、皆さんと議論していきたいと思っておりますので、よろしく願います。これについて皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのよう

にさせていただきます。それでは、2月13日分です。モニターからの意見4ということです。(2)だけちょっとよく分かんない。これは自由討議のルールのところだけですね。ちょっとそこを教えてください。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 広聴特別委員会の中では、この意見の中のほとんどが意見なんですけれども、中でも(2)の自由討議は何のために行われているのか共通認識されているのでしょうか。一定のルール化が必要なのではありませんかというところについて、議会運営委員会で協議していただいたらということで議会運営委員会の担当としております。

大井淳一郎委員長 これについては、議会基本条例で自由討議を主としなければならないということになっておりますが、議会便覧の25ページ、第6条ぐらいかな。自由討議を手段ということの規定が書いてあります。これについて、実は、今年度議会基本条例の検証する際に、この自由討議についての在り方についても議論していこうと思っております。ルールづくり、私も視察を受けるときにこのことをよく聞かれるんですけども、なかなか自由討議へのきっかけというのが、結構その場その場になっているところがあります。ほとんどが委員長の主導で自由討議するかしないかということになっています。委員長ないし分科会長です。ですので、基本条例の検証の作業のときに自由討議についてのルールづくりをする必要があるのかも含めて議論していきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

河野朋子委員 基本条例ができてから自由討議というものに対して本当にそれが成熟したものになってきているかといったらすごく疑問があるし、それは委員長の進め方がやっぱりちょっと良くないんじゃないかと自分なりに思ったり、皆さんと自由討議についての共通認識が全然図られていないということもあったり、この指摘のように、それがルールを作ることによって少し良い形になるのか、それも含めてそもそも自由討議を何のため

にするのかといったことを、もう一回何か見直す機会が必要だというふうに思いましたので、条例の見直しに合わせてやるというのもいいと思いますし、議員研修ですということもいいと思いますし、何らかのやっぱりそういうアクションが必要だなというふうには感じていました。

大井淳一郎委員長 そのほか、皆さんのほうで。河野委員の言うとおりでと思います。検証作業に当たって議員全員の意見とかも聞きますので、その中で自由討議の在り方について考えていきたいと思います。以上とします。続きまして、これは同じようなことで山田議員から公開質問状を受けています。ですので、それに対して回答を書くしかないのかなと思うんですけれど。どうしましょう。ここではちょっと即答もできませんので、取りあえずこういう回答で行くという決定をする場面を作りますので、その際に公開質問状の回答を要約したものをここに出しますので、皆さんでもんでいただければと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように対応させていただきます。ではモニターからの意見については以上とします。続きまして、その他です。申し訳ございません、若干お時間を頂きます。というのは、幾つか協議をしておかなければならない事項があります。全てがきれいに解決するものではないんですが、できれば解決しておけるものは解決しておきたいと思います。まず、これはモニターさんからの意見もあった件です。検討している事項です。まずは、身障者用の傍聴席です。前回の議論では、現在身障者2名が入れるスペースがあり電動式のドアになっているということです。傍聴規則第5条は、報道関係者を除き37人（身体障害者2人を含む）という規定になっております。この中で前回議論となったのは多目的な傍聴席だと考えるべきではないかということで、このカッコ書きを外す改正をする方向で一定の結論が出ました。ただ、運用していく場合に、当時の事務局長のほうから少し検討の時間を頂きたいということもあり、また健常者と車椅子の方が競合した場合に先に健常者の方、身障者の方どちらでもいいんですが入られたときに、一杯になった場合にどのような対応をするのか、何らかのルール作りをしておくべきでは

ないかという意見が委員のほうから出されたというのが記録に残っております。これについて皆さんと協議したいんですが、事務局のほうで検討の時間ということなんですが、事務局としては今どのような考えでしょうか。

石田議会事務局次長 御意見でありましたように、現在の身障者用のスペースですが、パイプ椅子であるとかそういうものを配置すれば、御高齢の方で傍聴席の階段を上がるのがちょっとつらいという方も、お座りになって傍聴することも可能であろうと思っております。そして、椅子であれば三つぐらいはスペースに置けるのかなと。車椅子であれば2台程度が可能ではないかというふうに考えております。

大井淳一郎委員長 もし競合した場合、これはどのように対応すべきだと。ちょっと助言を頂ければと思います。

石田議会事務局次長 このスペースを仮に多目的スペースというふうにすれば、やはり基本的には先に来られた方が優先的といいますか傍聴席でもそうですが、先に来られた方が基本的に、通常の傍聴席と同じですが、先に来られた方がまず座られると。後で来られた方はちょっと人数制限で見られないということになれば、ちょっとやむを得ない、傍聴ができないということにせざるを得ないのかなと、物理上の関係で。そういうふう考えております。

大井淳一郎委員長 今事務局の考えを聞きましたが、皆さんのほうで。今後の運用なんですが。まず、多目的な傍聴席として位置付けると、身障者専用ではなくてということについては、皆さん異論は特にはないですか。いかがですか。まず、ここを認識、意思統一できればなと思うんですが、いかがですか。

笹木慶之副委員長 障害者の傍聴席の確保というのは必要であると思っておりますが、

やはり有効利用を考えたときには利用されないケースも多々あるわけで、したがって、健常者の多少御不自由な方が利用されるということも、やはりそうじゃないかなということを含めると、多目的であっていいんじゃないかなというふうに思います。ただ、一つだけ気になるのは、全体で報道関係者を除き37人ってなっていますよね。ここの今多目的のスペース、先ほど優先度の話がありましたが、別々で優先度を付けるのか。例えば一般の傍聴席が空いておって、どちらかというのであれば多目的を使わせてほしいと。一杯になっておって。ところが一般の傍聴席がまだ余っておる、開いているという状態のときに、障害者が来られた、そして障害者の方には、今多目的はもう一杯になっているから駄目ですよ、ということになるのか、あるいはそうではなしに一般席が空いているから、そちらのほうへ可能な方は移動していただくという方法を取って処理するのかという辺りが、どのように考えておられるのかなというふうにちょっと感じましたので、そちらについてちょっと伺います。

石田議会事務局次長 今、副委員長がおっしゃられたような場合となったときには、まだ多目的、現在まだ身障者用ですが、そちらにいらっしゃるちょっと御不自由で階段を上がるのも不可能ではないが、できたら多目的のほうで見たいと言われる方に、まずお話をして一般傍聴席のほうに大変申し訳ないが移っていただけないかというお願いをして、それで移っていただけるということであればそちらに移っていただいてというようなやり方で、なるべく車椅子の傍聴の方と可能な方については、なるべく傍聴していただきたいという考えではありますので、そのような運用で対応させていただければというふうに考えております。

笹木慶之副委員長 余りあり得ることではないだろうとは思いますが、やっぱり障害者の方の立場を考えたときに、障害者じゃないが多少足腰が不自由なということで、これからどんどん高齢化社会になっていきますがそういう現象面がうかがえるようなことも多々あるかと思うんですけれど、今事務局が言われたような調整機能がきちっと果たせばいい

いんじゃないかと思いますが、微妙なところが少し残ってくるような気がします。ですが、空きスペースとして絶えず開けておくということよりも有効利用したほうがいいんじゃないかなということも含めて、やはりその辺りの取扱いは、適切な状況判断をしながらやっていくべき筋合いのものであろうと思います。

河崎平男委員 健常者の場合、本人の申出によるということが基本なんではないか。どこで判断するかがちょっと分かりづらいですね。

大井淳一郎委員長 御承知のように表向きは分からない。内部的なものを持っている方もいらっしゃいます。ヘルプカード持っている、付いている方はいらっしゃるかもしれない。余り浸透していないので見た目は分からないと思います。

笹木慶之副委員長 それは、本人の申出でしょうね。

大井淳一郎委員長 そうなんです。本人の申出を受けての対応になると思います。

笹木慶之副委員長 はいどうぞ、というわけにはならんわね。申出があつてのことでしょうね。自由にどうぞというわけにはならんと思いますので。

奥良秀委員 もともと、この障害者用の席というのはどういう規定になっているか。要は、どういうふうな手続を取って入れるのかというところがまず分からないんですが。何か証明書を見せるんですか。

石田議会事務局次長 具体的にこういうふうな手続をして身障者用の傍聴席に入っていただくというものはありません。ただ、基本的には傍聴受付票に書いていただいておりますので、そういうのを書いていただくと。ただ、現障害者用のところにはそういう書く場所も紙も配置しておりませ

るので、その辺りは検討の余地があるといえますか、ちょうど傍聴票の御協議いただくようになりますが、ちょっとそここのところとの兼ね合いになっております。今のところは具体的な基準であるとかそういうものはありません。

奥良秀委員 もう一つ、扉が電動式のドアになっているんですね。ということは、やはり重度というかかなりの障害の方が見に行きたいけれど、普通の扉が開けれないよという方が多分入られる場所なんだということは分かるので、やはりその健常者の方にはやはりその障害の方が優先であって健常者の方はその次というふうにならざるを得ないのかなというふうに思います。また、この傍聴したいっていう者も、議会の何を傍聴したいのかっていうのもいろいろあると思うんですよね。一般質問が見たいのか代表質問が見たいとか、いろいろあると思うんです。その辺もきちんと見ていかないと何でもかんでも入れるというのも、やっぱり一般質問をする議員のほうからもやはりこの人がどういうふうな意味で来られているのかなっていうところもやっぱりありますので。どう言ったらいいか、何なんでもかんでもではなくて、ある程度ルールを作っていないと。誰でも彼でも入れるとやはり今その席がある程度決まっている中で、難しくなっていくのかなと思います。

大井淳一郎委員長 言わんとすることは分かります。足腰の弱い方というのがちょっとこれが難しいよね。でも俺は足腰が悪いからここで見させろという点は、御承知のようにあそこはちょっとレイアウト的なところもあって、どうかなっていうのもあるんで、今後の言われるとおり、俺は階段上るのは嫌だからという人も出てくるんじゃないかという意味で言われたと思うんですが、いかがですか。確かにいろいろなことを想定しとかんといけん。はい、やりましょうだけじゃいけないのかなというのはありますけれど。何かありますか。これにつきましては、方向性とすれば奥委員も多目的傍聴席というのは、別に反対とかではないけれどちょっといろいろ懸念が考えられるんじゃないかという意味ですよね。

奥良秀委員 あくまで、この席というのは身障者の席というのであれば、優先はこっちですよ、その代わり空いているのであればいいですよという考えでいいと思います。だから、あくまで多目的と一つに決めてしまうと、もう埋まっていれば、例えば身障者の方が来られたときにはもう入れませんよという可能性もありますよね。だから、あくまで一番は身障者の方ですよということは、やっぱりある程度ルール作りがなっていないと問題があるんじゃないかなと思います。だから、今言われる多目的っていうのはちょっと賛成できないです。

大井淳一郎委員長 この場合どうなんだろう。ちょっと僕もよく。誰でもトイレって今なっていますよね。トイレと傍聴席はまた違うんだけど、障害者専用有線優先席というのかな。

奥良秀委員 基本的に、多目的トイレであっても実際問題、健常者の方がそこを好んで使われるか。やっぱり心の配慮だと思うんです。だから、やっぱり健常者の方は普通のトイレに行かれると思いますし、例えば育児をされているお父さんお母さんが多目的トイレに行かれる、これは分かるんですがそうじゃない方が多目的トイレ、健常者の方が多目的トイレを使われるというのは、世間一般から見られたときにちょっとクエスチョンが付くところじゃないかなと思います。

大井淳一郎委員長 奥委員は、障害者の方がもいらっしゃらないときに、足腰が悪い方が傍聴されることは反対ではないけれど、障害者が入られたちょっと配慮してくれというニュアンスですね。

奥良秀委員 はい。そのとおりです。

大井淳一郎委員長 いかがでしょうか。多目的、誰でも傍聴席ではなくて、こ

の表現がちょっと正しいか分からないですけど、障害者優先傍聴席という意味でやると違うと思うんですね。障害者優先傍聴席ということで、例えば注意書きで障害者が入られたときは御配慮くださいとするという運用はいかがでしょうか。

笹木慶之副委員長 さっき質問したのは今のことなんです。そういった適切な配慮がされるかどうかということがやっぱり利用目的を高めるということと競合する部分じゃないかなと思うわけです。ただ、これから傍聴席も改修されますよね。広くされますよね。先般、私どもも入って、見たんですが、我々が一番前の席に座ると足を90度曲げないと座れない状態。ところが、ある程度のお年寄りの方で足が曲がりにくい方もおってわけです。そうすると横を向かなければならない。そういうようなこともあります。一部改築とかがされれば緩和できる場所ではありますが、椅子が今非常に窮屈だと思います。そういったことを含めたときに、健常者であるが足が片方不自由であるとかいうようなことがあったときに、さっき奥委員が言われたように好んで障害者の席を利用しようとする人はおられんと思います。ですがそういう申出があった場合には利用させるという多目的な利用の方法を検討するということが重要ではないかなというふうに思うんですが、競合した場合には、その状況について先ほど話があったように、説明してもらってそもそもここはそういう席なんだから、どうかよろしくお願ひしたいというような配慮が必要じゃないかなと。柔軟性を持った対応されないとしようがないんじゃないかなというふうに思いますけれど。やはりそもそも論を考えるとそのとおりだと思います。

河野朋子委員 過去に、障害者用の傍聴席が利用されたことが一度あったのかなって記憶にあるんですけど、その辺りどうですか、過去の記録はどのようなになっていますか。

石田議会事務局次長 この5年間はありません。それ以前も、私が過去いたと

きも車椅子の方が傍聴された記憶はありません。

河野朋子委員 結局、その使用頻度とか優先とか言いますけれども、今はほとんど使用されていない状況で、そこも少し問題があるし、その辺りもほとんど知らされていないと思いますよね。使用者がすごく多くて優先とかと言うなら話は分かりますけれども、ほとんど今使用されていない状況で誰を優先するかという議論そのものがちょっと。本当に広く傍聴していただくと思えば、やっぱりその辺りのPRも必要だし、お知らせしていくということと、それで使用者が増えてくればその優先のこともきっちり最初に決めておかないとそれが整理できないという心配もあるので、まずそこをちゃんとすることと、今も使われていないんだっただより不自由な、障害者とまでは行かなくても不自由な方がおられるんだっただらその方という有効利用もあるので、併せて措置が必要かなと思います。ほとんど使われていないと思いますので。

大井淳一郎委員長 これについていろいろ意見が出ました。皆さんのほうで大体意見は出たと思いますので、どのような運用とするかをまとめたものを次の議運のほうで案を出しますので、それで最終的な決定をしたいと思います。続きまして、もう何点かありまして、傍聴人の受付票です。これもモニターさんから意見が出ています。傍聴人受付票に記入させる目的は、事務局の答弁によると傍聴人の取締りや人数の把握であるとありました。指名等を書くのと規則上求めているのと求めていないのが大体半々ぐらいだということです。身分証の提示までは求めていませんので、偽名を書いてなりすましをしようと思ったら幾らでもできるという環境にあります。これについて委員から、委員会はもう全部公開となっているんだから、このような傍聴受付票自体要らないんじゃないかという意見もある一方で、静粛な議場においては、何かあった場合に備えてそのような受付票も必要ではないかというふうに賛否が分かれております。この傍聴人受付票の扱いは、本会議のみならず委員会にも通ずるところがありますので、皆さんといま一度議論していきたいと思います。

高松秀樹委員 傍聴人受付票に記入させる目的はということで、傍聴人の取締り人数の把握とあります。傍聴人の取締りとは、一体何であって何を目的としているのか。それと人数の把握についても、何を目的としているのかなという疑問なんですけれど、これについてちょっと説明をお願いしますか。

中村議会事務局議事係長 たしか1月22日の議運のときに御回答した内容かなと今思うんですけれど、市の個人情報保護条例に従って受付票は取締りのために必要ということで届け出て、個人情報の収集をしている。あと傍聴人数の把握するために使用しているということです。

石田議会事務局次長 追加しますと、傍聴人取締りで、議場の秩序維持ということで地方自治法に規定があるんですが、それを読み上げますと地方自治法の第130条の会議の傍聴で、「傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを静止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。」第2項「傍聴席が騒がしいときは、議長は、全ての傍聴人を退場させることができる。」という規定があります。傍聴人の取締りというのはこのような対応についてのことというふうに認識しております。

高松秀樹委員 今の話と個人情報の収集というのが、どういうふうに関係があるのか。個人情報を収集しなくても、地方自治法上の議長の権限として行われるはずですよ。そこの因果関係がないのであれば、私は受付票に記入する必要もないのかなって思っているんですけれど、その辺どうなんでしょうか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 市の個人情報保護条例によって、個人の氏名や住所、年齢等を収集する場合は、その目的を明確にしなければな

らないということがあります。傍聴規定によりまして個人の氏名等を書かせることになっておりますので、その目的として傍聴人の取締りということで、個人情報の収集をする目的として市の条例上届け出ているということです。

高松秀樹委員 目的と手段がぐるぐる回りよるって話ですね。だから、基本的に根拠がないんじゃないかって聞いていて思ったんですが、ないんであれば必要ないし、人数の把握についても記入させる目的が人数の把握というのもちょっと理解しにくいんで、まず、本会議場の人数の把握っていうのは、どこにどういうふうに記載されてどういうふうに使用されているんでしょうか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 傍聴の調査があった場合とか、他市からのアンケートとか、議会の活動として傍聴人が何人いたかというようなことで利用することはあります。ただ、議場の場合、傍聴されていらっしゃる方全てが書かれているわけではないので、正確な人数かどうかは定かではないというところはあります。

高松秀樹委員 ということは、人数の把握については現在のところ信頼性が乏しいというふうに思っていて、後年の資料として傍聴者のおおよその人数が必要であれば、事務局長席からも見えますので、ある程度の把握はできると思っています。以上の2点から、傍聴人受付票に記入させる目的がないと判断しています。

大井淳一郎委員長 確認ですが、資料のコピー、資料を傍聴人に配布しますが、これはもうあらかじめ人数分コピーしているということでしょうか。それとも人数が急に増えて対応するというのでしょうか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 その日の人数によって配布するということはありませんので、事前に何部かは置いています。

大井淳一郎委員長 人数の把握をすることは必要性が乏しいではないかという高松委員からの御指摘ということになります。高松委員から、受付票は必要ないのではないかという意見がありますが、皆さんのほうで「いや、必要である」という意見があれば、それは述べていただければと思うんですが。

奥良秀委員 受付票は、来られた方がやはり誠実、議場というところがそういう特性があると思うんですが、やはり誠実な目的で来られて誠実な思いで記名をされて見られていると思いましたが、記名されていない方もいらっしゃるんだなと思って、ちょっとびっくりしました。1年ちょっと議場でこういうふうなことをさせてもらう中で、議場の管理は議長がやられるということなんですが、携帯電話が鳴ったりとか私語が大きかったりとか、たまに罵声が飛んだりとか、本当に、要は議員がそういうふうなことをしているのであれば、議員の中でやればいいんですが、傍聴席のほうからそういったものが出ている中で、きちんと管理ができているのかなと。私のほうはきちんと管理ができていくかどうかといえども余りできてないのかなと。もう少し管理するためには、氏名を書いていただいて、今からちゃんと議場に入って粛々とやられているものを見たいと、どういうことやられているか見たいという、やっぱり思いとして名前を書いていただきたいなと思いますので、傍聴人の受付票はあったほうが良いと思います。今はないですが、仮に本当に何か危機的な問題があったときに、議場をどういうふうに管理していたのって言ったときには、私はこういったものが必要になると思います。

高松秀樹委員 複数の傍聴人がいらっちゃったときに、今、奥委員の言われるようなことを誰がされたかということを確認できないと思います。あくまでも、統制取れた議場運営されるのは議長の責任においてされるので、今読まれたとおり注意されて、再注意されて、退場勧告というような形で行われているので全く問題ないし、名前を書いたからといってそうい

うのが治まるとももちろん思いませんので、それとこれとはちょっと話が違うと思っています。

奥良秀委員 あくまでも、名前を書くことによって絶対に問題が起きないということは言えないと思います。ただ、やはり山陽小野田市の議場に来られる、来られて静粛な議場を見られるというときに名前を書かれるということは、きちんとした形で見たいという気持ちの表れだと思うんです。だから、やっぱり氏名を書いて入られたほうがよろしいんじゃないかと思っています。

笹木慶之委員 事務局にお尋ねしますが、県議会はどうなっていますか。

石田議会事務局次長 申し訳ありません。県議会の内容は把握しておりません。

大井淳一朗委員長 恐らく記入させるとしています。

笹木慶之委員 私は、県議会を傍聴しましたが、記入しました。今現在どうかわかりませんが、数年前に何回もしましたが、記入した記憶があります。要は、させないこともそれはそれとしていろいろ異論もあろうかと思いますが、山陽小野田市における政策決定の場であり、非常に重みのある場だと思います。それを傍聴するという人たちも、そういった思いを持って傍聴していただきたいという気持ちがある。とすれば、きちっとした受付をした中で整然と対応してもらいたいなという気がします。過去に実はいろんなケースがあったんですが、当時、私は執行部におりましたけれども、非常に議場が騒然としたケースが多々ありました。それはもちろん名前を書いたから、書かないからということではありませんが、当時は書いて入っているわけですが、やはり書くことによってある程度の方は、やはり自分を律して中に入るという思いがあるので、やはり多少その辺の緩和策もあろうかと思いますが、総合して物を申せば、やはり山陽小野田市にとって大変重たい場であるということの認識を持

った上で、もちろん議員もそういう接し方をしていますけれども、傍聴者の方もそういう思いを持って臨んでいただきたいと思います。したがって、名を語る語らなくていいということよりも少し重たいんじゃないのかなという気が、私はしております。

奥良秀委員 ある委員会では、傍聴人の中でオーバージェスチャーをされるような方も私は見受けておりますので、やはりそういった方と同じ場所にいるっていうのは、ちょっと脅威というか自分の中では危険を感じることもありますので、やはり氏名を書いていただきたいと思います。

河野朋子委員 傍聴者について、今までの過去の経過とかいろいろ見ますと、名前を書いたことが本当に抑止力になっているかどうかっていうのはすごい疑問であって、この記入の目的と名前を書くことの効果が余り一致していないような感じもしました。特にインターネットで配信されている、いろんな人がどこでも見られる、こういった時代も変わってきた中で、以前の傍聴者が何人いて、傍聴人はというようなその傍聴の状況を報告すること自体も随分以前とは多分変わってきていると思うんです。そういうことも考えると、私も記入についてそこまで求める必要はないのかなというふうに思います。傍聴者に自覚を持っていただきたいと思います。これはもちろんありますし、静粛な議場で真剣に傍聴していただきたいという気持ちはありますが、それと記名とが本当に結び付くかどうかというのは、ちょっと過去をいろいろ省みても効果があるのかどうか疑問を感じるので、記入についてそこまでの必要性を感じてはおりません。

河崎平男委員 受付票ことについては以前のことであり、現在ではモニターの可視化的なものがあるし、いろんなもので、何かあればそれで対処できるし人数の把握もできると思いますので、ちょっとこれについては余り必要とは感じません。

大井淳一郎委員長 今日、賛否が結構分かれています。御承知のように議会全

体で一致しないと動けないところもありますんで、また日を改めて議論していきたいと思います。仕方ないですね、全会一致が常なので。続きまして、政治倫理条例の改正ですが、少し休憩をします。

午後 1 時 5 5 分 休憩

午後 2 時 6 分 再開

大井淳一郎委員長 それでは、再開いたします。継続事項となっております政治倫理条例の改正についてです。幾つか論点があったと思いますのでその確認をまずしたいと思います。これは政治倫理審査会のほうから出されて答申にも書いてありましたように、具体的措置をどこまで定めるのかということです。どこまでというのは、一応、嚴重注意、それから謝罪、委員等の辞職勧告、議員の辞職勧告という 4 段階という案が出ておりました。これについては、例えば嚴重注意、謝罪、これは謝罪文の朗読に改正する予定ですが、その分はいいとしても例えば特別委員とかそういった委員の辞職勧告並びに議員の辞職勧告というのは、そのほかの議会での決議とかで対応できるので（３）、（４）については要らないのではないかという意見があります。これに対しては、他市の状況とか市民の付託を受けている職責の重さを考慮すれば、このような議員辞職勧告までを定めておくべきではないかということであるという点と、地方自治法と倫理上では補完し合うものであり明文化をあらかじめしておくべきではないかというふうに賛否が分かれております。これについて、議会全体でまとめたいと思っておりますので、皆さんのほうで御意見等があればと思っております。

高松秀樹委員 まず、先ほど委員長が言われた倫理審査会の答申は、議長の注意及び謝罪文の朗読の 2 点だったと思います。私はまず一つ、倫理審査会の答申を尊重すべきだということです。そのほかのそれより重い、いわゆる職の辞任勧告、議員辞職勧告、この 2 点は市議会議員つまり政治

家としての出处進退に関わることで、これは議員自らが決定すべきものだ。こういう倫理の条例に基づいてこういう措置を採るべきではないという意見に変わりはありません。

大井淳一郎委員長 これに対して、やはり（４）まで定めておくべきではないかという意見もあったんですが。代表してというのもおかしいけれども、何か皆さんのほうで。（３）、（４）はちょっと表現を私も正確に覚えていませんが、（３）が委員の辞職勧告、（４）が議員の辞職勧告ということです。委員というのは特別委員ですね。消防組合議会議員も含まれます。議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告、が（３）、（４）が議員辞職勧告であります。高松委員は（３）や（４）のような場合は議会全体での辞職勧告決議あるいは辞任勧告決議で対応できるのではないかという意見です。御承知のように、議会と議会活動において何らかの問題があれば、前回もありましたように地方自治法のほうの懲罰ということで対応はできます。法律に反すればその法律どおり、いろいろその法律に刑罰とかも加えて、それほど重いものであれば辞職勧告決議を出すことも可能です。ただ、辞職勧告なんてクビにはできないんですけれども、一定程度の拘束力はあるというふうになります。問題この倫理です。法律には違反しないけれど倫理に違反したものを、辞職勧告までその審査会が決定権を持ってもいいのというのが高松委員の御指摘だと思いますが、皆さんのほうで。

笹木慶之副委員長 私は以前から申し上げておるのは、やはり一連の手続は定めておくべきではないかという考え方です。それは、法律で定められている問題について、これは当然のことですけれども、この倫理条例というのはそもそも何なのかということから始まってみると、それをその中で対応できない補完的なものなんです。それに基づいて審査会で審査をしてその内容を決定するというようになっておると思うんですが、やはり議会という一つの組織機能として、そういった関連した案件についてはその重さを量るべき手続が必要ではないかなというふうに思います。

もちろんこれに強制力はないわけですが、議会という組織の中での一つの判断に基づいた手続として、今掛けられている四つの問題については必要であり定めておくべきではなかろうかということです。もちろん法律を補完するものであるということを申し添えておきます。

大井淳一郎委員長　そのほか、ございますか。これについてもなかなか賛否が分かれておりますが、このまま改正しないと答申にちょっとどうかなのというのがあります。もちろんこのような事案が頻繁に起きてはいけないものなのですが。こういう事例もあると思います。(1)、(2)は普通に定めて、(3)で議長が特に定めるという措置っていうんですが、ちょっとこれがね曖昧なんです。これがどこまでなのか。多分突っ込まれるところなんで、そういう表現もあるところもあるんですが。余り良くないなというね。私も調整する中で考えているんですが。(1)、(2)を定めて(3)、(4)に該当するものについては、先ほどの決議で対応できるということがあるんですが、それではあるけれどもあらかじめ定めておくべきではないかというのが笹木副委員長の意見ではありますが、いかがですか。

笹木慶之副委員長　この例を取り上げていいか分かりませんが、今朝の新聞に、ある議会の議長が辞任したという記事が出ていました。このケースの場合、もしあの案件がそうであればもちろん法律を犯しているということなんだけれども、それに近いようなケースが仮にあったときに、もちろん事実は小説より奇なりで事実は大事なんですけど、事実に基づいてやった場合に、これって議員としてやっぱりあるべき姿ではないよねというものも、法律を犯さなくてもやっぱりケースとしてあると思います。そうすると、議員として自らを律するという立場の中においてこの判断は、やはり自分だったらこうするねという尺度を当てはめてみたときに、依然としてそういう状態にならないときには、それなりの自分ならこうするよという尺度に基づいての判断によって、その尺度を定めていくということになるんじゃないかなというふうに思うんです。とすれば、倫理

観をきちんと守っていくという立場の中で、最終的な議会として組織としてこうあるべきではないかということを求めるのは、筋違いのものではないというふうに思います。もちろん法律を犯したものであれば、それは法律でバッターアウトで駄目ですけれども、触れないにしてもその周辺にあっていかなものかというときには、正してほしいという結論を求めることがあるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

大井淳一郎委員長　そういった重い事案が起きた場合に、結局これってそういった事案が起きた場合にどのような。倫理審査会で対応するのか、あるいは議会全体で対応するのかにもよりますよね。倫理審査会がそういった場合にこれは辞職勧告と条例で定めてあれば、そのような結論ができますし、そこがなければ議会全体で動く、かどうかは保証できませんけれども、そういう面もあります。だから動くかどうか保証できないということを重視すれば、そういった審査会というある意味一つの合議体で意見を出すということは一つの指標にはなりますけれども、そこまでその会ではなくて議会全体でそういうことを促すし、またそもそも論として出处進退は議員全体でお決めくださいと。態度によってはいろいろ次回の審判のときに影響しますよということなんでしょうけれど。だから、私はこれをどうするかというのは、非常に、倫理審査会の位置付けにもつながってくると思うんですけれど。いかがでしょうか。なかなか賛否が分れているところなんです。議会運営委員会なんで、全会一致で行きたいと思っております。

笹木慶之副委員長　じゃあ例えば、何か案件が起こったときに倫理審査会を開いて審査をするということになったとします。倫理審査会の権限については、議場における陳謝までと仮に定めた場合に、審査会って本当に意味があるのかなと思うこともある。やっぱり深みがあって、これって大変だねということの戒めとして、きちっと調査して責任を求めるということが大事じゃないかなと思うんです。もちろん、これは100条委員会との関係がありますから、倫理になるのか100条になるのかという

ことはまた別問題になりますが、でなかったら倫理委員会って何なのっていうこと、存在そのものが。だったら自分が「大変申し訳ありませんでした」と言ってしまうおしまいということで、そこで決着になるならば、倫理審査会って何なのかということを使う。だから、やはりこの内容を厳格に受け止めてきちっとした調査をして、そして進退を含めたところまで行き着くという内容を持っていないと、それがやはり議会人としての組織を律するものじゃないかなという思いです。だから、持っておくべきじゃないかなと思います。

高松秀樹委員 倫理審査会の目的の分も言われたと思うんですけど、この条例及び審査会の目的は、要は倫理に反することが存在したかどうかということだと思っています。それはその条文にもありますように調査請求の適否、倫理審査基準に反する行為の存否ということなので、基本はそこだと思っんです。その上で、何かあったときには議長の注意と謝罪文の朗読があるということだと。それ以外のところについては委員長がおっしゃられたように議会全体として辞職勧告を出すのか、辞任勧告を出すのかと。これは議会全体の話でありよるなと思いますので、この条例そのものに（３）、（４）を入れ込む必要はないと思っています。

大井淳一郎委員長 そのほかの委員の方、もし意見があれば。高松委員、（４）は辞職勧告ですが、（３）を残す、要は辞任勧告決議って余り聞いたことがないんですけど、そこまでを入れるという考えはどうですか。（３）を入れるという。

高松秀樹委員 基本的なことを言うと、職の辞任、例えば委員長や副委員長の辞任って、これ、審査会がと議会が話ではなく、自らがね、今回審査会の中で倫理違反が認められたとなれば、本人がやることだと思っんですよ。この条例って、いわゆる子供を相手にした条例みたいな気がして、僕としては議員たるものというのがありますので、そこも必要ないと思っています。

笹木慶之副委員長 倫理審査会で審査をしてという手続を取られたとします。

倫理審査会はある一定のことを調査して内容を確認するわけですよね。それは倫理審査会です。ところが、議員が辞職勧告をするという手続の中で、それでみんな議員がどこでどのような調査するんですか。何もしないで主観的に処するわけですか。やっぱりわざわざ内容確認しないとその人に辞職勧告するとかできんじゃないですか。その調査するのがこの審査会でしょ。ということで、調査をしなければできないから調査をしていくわけでしょう。そうしたら、倫理審査会は議長による議場における厳重注意というところまでしかなかったら、審査会はそれから先について言うことができんじゃないですか。審査会とすれば、これはこうこういうところまで行きますよ、そういう内容じゃないですかということが出されんことについては、議員全体が動けんのじゃないですか。誰が調査するんですか、ということなんです。

大井淳一郎委員長 例えば、辞職勧告に相当する事案が発生したしました、と。

前提としては審査会の何らかの結論というか調査が前提にあつてのそういう辞職勧告ということなんですよね。他市ではそういった倫理条例もないところもあるので、急に振るときはあるんだけど、そういった場合に調査をしてないんじゃないかってことを笹木委員は言われるんだけど、ちょっとこの辺は辞職勧告決議をしたことがないんで分からないんですけども、辞職勧告決議の手続とか急に言っても分からんかもしれんけど。あれって決議なので多分議員が議案として上げると思うんです。そしてその議案を審査すると思うんです。全員でやるのかな、議運かな。それから弁明の機会の付与をして辞職勧告という流れだったと思うんですが。ちょっと済みません私も勉強不足なんです。どっちにしても、急に辞職勧告を出してすぐ採決とかじゃないですよね。

石田議会事務局次長 私も辞職勧告決議についてはちょっと分からない部分があるんですが、おおむね今委員長の言われたような形、議案として辞職

勧告決議案が出されると。それを委員会付託するかどうかという部分。もし委員会付託するのであれば、やはり議会運営委員会、今の本市の議会であればそこに付託をされて審査をされて、次の本会議にというような流れなのかなというふうに今考えております。

笹木慶之副委員長 私になぜそれを言ったかという、先ほど意見として出たのが倫理審査会でしなくても辞職勧告ができるじゃないかということ言われたので、何に基づいて辞職勧告するんですかと聞いたわけです。根拠を正していく中で、何かで判断しないとできんじゃないですか。主観的にやるわけにいかないし。という前提論として倫理審査会が機能していった一定の方向性まで求めた中で、これこういうことだったんだね、こうだねということから辞職勧告という発議がされるというのが通常の在り方じゃないかと思う。でないと、倫理審査会の中で結論を出して、議長訓告でとどめてしまい、それから先がなかったらその先に行けんじゃないですか。そういうことでしょう。そうしたら、審査会のほうからこれは辞職勧告に値するねという発言もできないし、何の効果もないんじゃないかなと思うんです。そうしたら、その勧告書そのものが恣意的なものであって、それこそあってはならない形のものになってしまう可能性があるので、事実をきちっと調査する過程の中で、やっぱり進むべきところまで進んでいったの方向付けをするべきではないかというふうに思っているわけです。

高松秀樹委員 例えば、倫理条例がなくても辞職勧告は本会議場で十分出せます。恐らく笹木副委員長は出す根拠の問題を心配していますが、実際には出せます、要はいつでも出せるという話で。議長の辞職勧告も出せましょうし不信任も出せましょうし。ただ、その後どうなるかっていうのが山陽小野田市議会の問題になると思うんですよね。だから、倫理審査会がなくても出せるし、倫理審査会はその審査を慎重にしていますので、その後に、例えばいわゆる謝罪文の朗読で済ませたと、審査会が。でも、ほかの議員が「いやそんなもんじゃないですよ」というときは、

そういう決議は幾らでも出せますので、そういう手続で僕は十分というふうに思っていますけれど。

笹木慶之副委員長　そうすると、倫理審査会の委員になった者は、自分の意に反するところで止められて、そしてそうじゃないよという意見付されて。それではなり手はないですよ。辞職勧告決議案は誰でも出せますよ。出せることの怖さが逆にあると思う。根拠をきちんと調べて、こうなんだからこうだよということがないと。だから、この委員会の中で調べていったら、議長の嚴重注意で済まされん問題じゃねというところに皆さんの意見が行ったときに、審査会の権限がそこまでしかなかったらどうしようもないじゃないですか。だから持つておくべきじゃないかということなんです。

大井淳一朗委員長　言われるのは、倫理審査会でできるところがそこまでなので、本当は辞職勧告相当だと思ってもそこまでしか行けないことにジレンマを感じるのではないかという意味だと思う。これについては、一番賛否が分かれているというか議論にも値するところなので、これはまた次回にしたいと思います。それでは、続きまして、論点です。必要がある場合に傍聴人を退場させることができるという規定がありますが、これについては議会基本条例にはそのような、必要がある場合には退場させることができるという規定がないということを重視されて、委員会条例も含めてこのような規定を定めるべきではないという御意見があるのと、あとは傍聴規定を見ると第6条に危険物、酒気、ビラなど、その他会議を妨害したり迷惑を掛けるような場合には退場させることができるんだけど、必要がある場合に傍聴人を退場できる規定を設けると基本条例に反するものなので削除すべきであるということと、必要がある場合というのは会長の恣意的な、会長というのは倫理審査会の場合ですが、恣意的運用になるんじゃないかという危険性があるということです。これを、そういった御意見の方は、じゃあ例えば傍聴人が、参考人あるいは参考人との関係で威迫を受けるような関係にあるという場合に

はどうすればいいのかというと、それは傍聴規程の第6条で対応すればいいのではないかという御意見がありました。ただ、いずれにしても倫理条例に定めるにせよ定めないうにせよ、傍聴人との関係で発言が抑制される場合の対応は考慮すべきではないかという意見も言わせていただいたところです。それを条例で対応するのか規則で対応するのかというような規定ですね、対応するのかによっては御意見が分かれるところだと思います。この倫理条例のいわゆる必要がある場合には、傍聴人を退場させることができるという規定をどうするかということになります。この議論は・・・済みません、少し休憩します。

午後2時33分 休憩

午後2時39分 再開

大井淳一郎委員長 失礼しました。会を再開します。先ほど、改正前の条文を見ていたものですから少し戸惑ってしまいました。先ほどの論点について整理したいと思います。次長から説明を求めたいと思います。

石田議会事務局次長 この政治倫理条例のこの部分、会議の公開についての規定ですが、現在、会議の公開をするという規定が倫理条例にありませんので、会議の公開の規定、本市の委員会条例の該当規定をこちらに追加するという事で案を作成いたしました。その内容が、「審査会の会議は原則としてこれを公開する。」「会長は、必要があるときは傍聴人の退場を命ずることができる。」と。この二つの条項です。

大井淳一郎委員長 これについてですが、御意見があれば。（「なし」と呼ぶ者あり）なしというのはどういうことですか。加えるということですか。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、事務局が示した案どおり、必要がある場合に傍聴人を退場させることができる規定については、委

員会条例に準じたものとさせていただきます。続きまして、秘密会の要件です。他市の倫理条例は3分の2以上の議決が必要であることとなっています。ちなみに本会議は3分の2以上ということを前提として話を進めていきます。委員会条例にのっとれば過半数というふうになりますが、これは倫理審査会の位置付けの問題に関わることとなります。前回は申し上げましたが、倫理審査会は委員会そのものではなくて委員会的組織という位置付けであります。ですので、厳密に言えば違うわけですが、この秘密会の要件をどう定めるかです。委員会では過半数ということですが。例えば、事柄のナイーブな案件であれば、秘密会にするためのハードルを余り高くすべきではないという意見もあると思います。その一方で、原則公開という下でこの倫理審査会も行われていることからすれば、ハードルを余り低くすることは良くないだろうと。本会議と同じように3分の2以上に設定すべきだろうという両者の意見があらうかと思えます。事務局の案は3分の2以上となっていますが、これに対していかがでしょうか。

笹木慶之副委員長 3分の2以上でいいのではないかと思います。原則公開ということを経験しながら、ハードルを余り下げないべきではないということですね。他市の状況も3分の2以上ということも踏まえて考えればそのように思います。

高松秀樹委員 これは本会議ではなく審査会ということなので、委員会と同様な過半数が適当かなと思います。3分の2以上ということは、前回倫理審査会が開かれたときは、委員が七、八名、こんなもんですよ。8名ぐらいですよ。委員長をのけると7名ですよ。8名の3分の2以上って計算すると6名。ということは、残りは委員長がのきますので1名なんです。非常にハードルも高くなるような気がしているんですが。ちょっとこれは議論が醸成されていないので何とも言えないんですが、今のところ委員会と同じく過半数での秘密会の開催という意見です。

大井淳一郎委員長 そのほかの方はいかがでしょうか。これも具体的措置と併せて継続というか次回に持ち越したいと思います。それでは、この政治倫理条例の改正については以上とします。そのほか、皆さんのほうで気になることとかありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局もよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午後 2 時 4 5 分 散会

平成 3 1 年（2 0 1 9 年）4 月 1 9 日

議会運営委員長 大 井 淳一郎